

出雲市訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表(令和4年10月1日～)

出雲市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業所が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型サービス費 (独自)(Ⅰ) 要支援1・2 事業対象者(直前の要支援認定が要 支援1又は2であった者に限る) (週1回程度)	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	要支援1・2 事業対象者(直前の要支援認定が要 支援1又は2であった者に限る) (週1回程度)	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型サービス費 (独自)(Ⅱ) 要支援1・2 事業対象者(直前の要支援認定が要 支援1又は2であった者に限る) (週2回程度)	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	要支援1・2 事業対象者(直前の要支援認定が要 支援1又は2であった者に限る) (週2回程度)	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型サービス費 (独自)(Ⅲ) 要支援2 (週3回程度)	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	要支援2 (週3回程度)	123	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用 者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200 単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ 100 単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算Ⅱ 200 単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算	